<table>
<tr><th></th><th>家族療養費</th><th>家族訪問看護療養費</th><th>家族移送費</th><th>家族埋葬料</th><th>家族出産育児一時金</th></tr>
<tr><td>支給要件等</td><td>被保険者の被扶養者が、保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する</td><td>被保険者の被扶養者が、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する</td><td>被保険者の被扶養者が、家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、被保険者に対し、家族移送費を支給する</td><td>被保険者の被扶養者が死亡したときは、被保険者に対し、家族埋葬料を支給する</td><td>被保険者の被扶養者が出産したときは、被保険者に対し、家族出産育児一時金を支給する</td></tr>
<tr><td>支給額等</td><td>① 食事療養・生活療養が含まれないとき
療養（食事療養及び生活療養を除く）につき、算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、現に療養に要した費用の額）から、被扶養者の区分に応じ、次に定める割合を乗じた額
<table><tr><th>被扶養者の区分</th><th>割合</th></tr><tr><td>a 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって、70歳に達する日の属する月以前</td><td>100分の70</td></tr><tr><td>b 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前</td><td>100分の80</td></tr><tr><td>c 70歳に達する日の属する月の翌月以後（dを除く）</td><td>100分の80
※1</td></tr><tr><td>d 70歳に達する日の属する月の翌月以後であって、標準報酬月額が28万円以上</td><td>100分の70
※2</td></tr></table>※1 平成26年3月31日において70歳に達している者は、経過措置により、100分の90とされている

※2 次の①又は②のいずれかに該当する場合は、申請により療養に要する費用の100分の80となる
① 被保険者及びその被扶養者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である者に限る）について、年収の額が520万円（被扶養者がいない場合は383万円）に満たない者

② 被保険者（その被扶養者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である者に限る）がいない者であってその被扶養者であった者（後期高齢者医療の被保険者等になったため被扶養者でなくなったものであって、被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、被扶養者でなくなった日以後継続して後期高齢者医療の被保険者等に該当するものをいう）がいるものに限る）及びその被扶養者であった者について、年収の額が520万円に満たない者

② 食事療養が含まれるとき
食事療養につき算定した費用の額（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額＋①の額

③ 生活療養が含まれるとき
生活療養につき算定した費用の額（その額が現に生活療養に要した費用の額を超えるときは、現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額＋①の額</td><td>指定訪問看護につき指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して大臣の定めるところにより算定した費用の額に、家族療養費の支給額の割合を乗じて得た額（家族療養費の特例措置がとられるときは、その額）</td><td>最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額
ただし、現に移送に要した費用の額を超えることができない</td><td>5万円</td><td>産科医療補償制度の対象分娩となる場合：1児につき50万円

産科医療補償制度の対象分娩とならない場合：1児につき48.8万円</td></tr>
</table>

SAMPLE